

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第86期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 浜井産業株式会社

【英訳名】 HAMA I CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武藤公明

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田五丁目5番15号

【電話番号】 03-3491-0131(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 山畑喜義

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田五丁目5番15号

【電話番号】 03-3491-0131(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 山畑喜義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第3四半期累計期間	第86期 第3四半期累計期間	第85期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (千円)	6,668,257	3,766,627	8,200,997
経常利益又は経常損失() (千円)	639,413	223,009	658,061
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	325,931	153,837	429,437
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	2,050,186	2,050,186	2,050,186
発行済株式総数 (株)	32,624,000	32,624,000	32,624,000
純資産額 (千円)	3,167,603	3,023,532	3,286,389
総資産額 (千円)	10,423,910	8,850,523	9,194,378
1株当たり四半期(当期) 純利益又は四半期純損失() (円)	10.03	4.74	13.22
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)	0.00	0.00	2.50
自己資本比率 (%)	30.4	34.2	35.7

回次	第85期 第3四半期会計期間	第86期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益 又は四半期純損失() (円)	2.39	2.26

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、第3四半期連結累計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により落ち込んでいた企業活動や個人消費も緩やかに回復傾向が見られつつあるものの、欧州諸国の財政問題等に伴う世界経済の減速、さらなる円高の進行、継続的なデフレ傾向による企業収益の悪化等、景気の先行きは依然として厳しい状況が続いております。

このような環境下、当社は、情報通信分野の主に電子・電機関連業界に積極的に販売活動を展開し、受注確保に注力するとともに、生産性の向上やコスト削減に努めてまいりました。

しかしながら、結果として当第3四半期累計期間の経営成績につきましては、売上高は3,766百万円(前年同四半期比43.5%減)、営業損失は164百万円(前年同四半期は営業利益675百万円)、経常損失は223百万円(前年同四半期は経常利益639百万円)、四半期純損失は153百万円(前年同四半期は四半期純利益325百万円)となりました。

なお、セグメント別では、当社は、1工場、工作機械の製造を行い、販売するという単一事業を展開しております。

そこで、セグメント別の「工作機械事業」としては、上記のとおりですが、以下「機種別」に市場動向、販売状況等を補足させていただきます。

ラップ盤

300ミリ径半導体シリコンウエーハ、LED用サファイア基板、そしてパワー半導体用基板向の加工用設備機の売上は増加したものの、デジタル家電向各種ガラス基板加工用の設備投資は、加工品の市場需要の低迷から、新規設備投資にまでは至らず、売上高は1,653百万円(前年同四半期比66.6%減)に留まりました。

ホブ盤、フライス盤、レンズ加工機

東アジアで、中・小型モーター、電動工具、釣具向にホブ盤の売上が増加し、レンズ加工機も加わったことから、売上高は851百万円(前年同四半期比49.5%増)となりました。

CMP・CMG

半導体需要の回復がやや遅れている状況下で顧客が、設備投資に慎重となり、売上高は79百万円(前年同四半期比49.1%減)となりました。

部品、歯車

デジタル家電市場での生産調整等が影響し、既存設備の稼働率の低下により、消耗部品販売は若干減少したものの、品質向上目的の改造用部品の販売等が売上に寄与し、売上高は1,181百万円(前年同四半期比19.0%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は4,860百万円で、前事業年度末に比べ223百万円減少しております。受取手形及び売掛金の売上債権の減少445百万円が主な要因であります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は3,989百万円で、前事業年度末に比べ120百万円減少しております。有形固定資産の減少80百万円、市場価格の下落による投資有価証券の減少50百万円が主な要因であります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は2,493百万円で、前事業年度末に比べ1,602百万円減少しております。1年内返済予定の長期借入金の減少937百万円、支払手形及び買掛金の仕入債務の減少197百万円が主な要因であります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は3,333百万円で、前事業年度末に比べ1,521百万円増加しております。長期借入金の増加1,360百万円が主な要因であります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は3,023百万円で、前事業年度末に比べ262百万円減少しております。主に四半期純損失により利益剰余金が235百万円減少しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

基本方針の実現に資する取り組みの概要

1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

() 企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、創業来の歯車製造機械づくりで築いてきた精密加工技術を活かし、高精度の加工機械を電子・電機関連業界を中心としたお客様へ、ニーズに即応して提供していくことを経営の基本方針とし、「製品の品質最重視」と「収益基盤の強化」を重要な経営目標としております。

当社は、それら方針・目標を掲げ、中長期的な発展、成長を実現するために、「営業体制の強化」、「サービス体制の強化」、「戦略分野への人員の拡充と人材育成」、「環境を意識した製品作りとCSR活動の一層の充実」等の課題に積極的に取り組み、その達成をはかることで、さらなる企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。

() コーポレート・ガバナンス強化による企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、株主のみなさまをはじめ、お客様、取引先、従業員、地域関係者、その他の利害関係者等のステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置付けており、内部統制システムを整備し、経営の透明性・健全性を確保することに努めています。その一環として、経営環境や市場の変化、顧客のニーズにすばやく対応するため、迅速かつ適正な意思決定をはかると同時に、常に取締役会および監査役会の機能向上にも努めております。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとしての「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます。)について、平成23年6月29日開催の第85回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において、株主のみなさまのご承認を得て継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設けており、大規模買付ルールによって、()事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、()必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性および合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成26年6月に開催される当社第88回定時株主総会終結の時までとします。継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.hamai.com>)に掲載しております。

3) 具体的取り組みに対する当社取締役の判断およびその理由

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主のみなさまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるための取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、()買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、()当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、()株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、()独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、()デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は6百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社を取り巻く事業環境は、東日本大震災以降落ち込んでいた企業活動や個人消費が一部で緩やかに回復傾向が見られつつあるものの、欧州諸国の財政問題等に伴う世界経済の減速感や、さらなる円高の進行、株安など、景気の先行きは、不透明な状況で推移しております。

このような事業環境下ではありますが、現在では当社の主要販売先であります電子・電機関連業界の製品があらゆる産業分野、生活必需品、耐久消費財全般に使われるようになってきております。

当社といたしましても、各種ガラス基板、半導体シリコンウエーハ、LED向サファイア基板、水晶等の加工用ラップ盤の開発、改良、販売に、より一層注力し、成長著しいアジア地域を中心とした海外新市場の開拓等を通じて、さらなる業容の拡大、収益基盤の強化に引き続き邁進してまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源につきましては、当社は利益を上げることによる利益剰余金の積み立てを基本に、順調に自己資本を積み上げると同時に、株主への還元も配当を通じて積極的に実施しております。

したがって、資本の中身は、極めて健全な状況にあると言えます。

また、資金の状況につきましても、コミットメントライン枠の設定等を通じて、金融機関の支援をいつでも十分に得られる状況にあります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、以下の4つの対処すべき課題に積極的に取り組み、現在推進中の「中期経営計画」(平成23年度～平成25年度)を達成し、中長期的な成長とより強固な経営基盤の構築を目指しております。

4つの課題とは、営業体制の強化、サービス体制の強化、戦略分野への人員の拡充と人材育成、環境を意識した製品作りとCSR活動の一層の充実等ではありますが、これらの課題を着実に達成し、さらなる業容拡大、収益力アップを通じて、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,624,000	32,624,000	株式会社東京証券 取引所(市場第二部)	単元株式数は1,000 株であります。
計	32,624,000	32,624,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月31日		32,624,000		2,050,186		

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 171,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,208,000	32,208	
単元未満株式	普通株式 245,000		
発行済株式総数	32,624,000		
総株主の議決権		32,208	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 浜井産業株式会社	東京都品川区西五反田 五丁目5番15号	171,000		171,000	0.5
計		171,000		171,000	0.5

(注) 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)あります。
 なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.2%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	0.0%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

なお、利益基準を適用するにあたり、事業年度ごとに損益の額が著しく変動しているため、最近5年間の平均を用いております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,250,623	1,319,958
受取手形及び売掛金	1,737,395 ¹	1,291,860 ^{1, 2}
商品及び製品	55,707	93,351
仕掛品	1,511,537	1,590,356
原材料及び貯蔵品	108,725	109,164
その他	420,229	456,128
流動資産合計	5,084,218	4,860,820
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	945,902	899,417
土地	2,276,497	2,276,497
その他(純額)	444,389	410,591
有形固定資産合計	3,666,790	3,586,506
無形固定資産		
	3,036	2,586
投資その他の資産		
投資有価証券	187,524	137,257
その他	266,916	280,248
貸倒引当金	14,108	16,896
投資その他の資産合計	440,332	400,610
固定資産合計	4,110,159	3,989,703
資産合計	9,194,378	8,850,523
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,881,211	1,683,426 ²
短期借入金	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	1,215,992	278,336
未払法人税等	142,108	-
製品保証引当金	51,970	73,187
その他	604,935	259,028
流動負債合計	4,096,217	2,493,977
固定負債		
社債	500,000	700,000
長期借入金	784,680	2,145,552
退職給付引当金	469,234	429,228
資産除去債務	27,562	27,938
その他	30,294	30,294
固定負債合計	1,811,771	3,333,012
負債合計	5,907,988	5,826,990

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,050,186	2,050,186
利益剰余金	1,211,878	976,754
自己株式	27,283	27,520
株主資本合計	3,234,780	2,999,419
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	54,991	26,516
繰延ヘッジ損益	3,382	2,402
評価・換算差額等合計	51,608	24,113
純資産合計	3,286,389	3,023,532
負債純資産合計	9,194,378	8,850,523

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	6,668,257	3,766,627
売上原価	5,334,190	3,275,603
売上総利益	1,334,067	491,024
販売費及び一般管理費		
販売手数料	41,037	81,573
荷造運搬費	110,063	58,822
役員報酬	87,989	87,056
従業員給料	101,749	114,373
従業員賞与	39,529	22,478
退職給付費用	11,802	12,159
その他	266,116	279,363
販売費及び一般管理費合計	658,288	655,827
営業利益又は営業損失()	675,778	164,803
営業外収益		
受取利息	143	142
受取配当金	2,516	3,617
不動産賃貸料	4,190	3,689
物品売却益	4,242	1,815
その他	17,145	7,488
営業外収益合計	28,237	16,752
営業外費用		
支払利息	36,872	35,958
社債発行費	10,539	2,969
為替差損	7,925	5,242
支払手数料	6,410	28,965
その他	2,855	1,823
営業外費用合計	64,603	74,959
経常利益又は経常損失()	639,413	223,009
特別利益		
固定資産売却益	-	6,746
貸倒引当金戻入額	357	-
特別利益合計	357	6,746
特別損失		
固定資産除却損	1,259	4
投資有価証券評価損	31,663	546
会員権評価損	-	2,800
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	13,684	-
特別損失合計	46,607	3,350
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	593,163	219,614
法人税、住民税及び事業税	81,779	4,571
法人税等調整額	185,452	70,347
法人税等合計	267,231	65,776
四半期純利益又は四半期純損失()	325,931	153,837

【会計方針の変更等】

当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響) 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。 平成24年3月31日まで 40.4% 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで 37.8% 平成27年4月1日以降 35.4% この税率の変更により繰延税金資産の純額が26,049千円減少し、法人税等調整額の金額が27,976千円増加しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形割引高	200,716千円	154,019千円

2 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形		9,181千円
支払手形		20,092千円

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	122,853千円	123,329千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月2日 取締役会	普通株式	81,132	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(金融商品関係)

前事業年度末(平成23年3月31日)

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
1年内返済予定の長期借入金	1,215,992	1,227,846	11,854	(注)
長期借入金	784,680	772,469	12,210	(注)

(注) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価の算定方法

時価は、元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当第3四半期会計期間末(平成23年12月31日)

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：千円)

科目	四半期貸借対照表 計上額	時価	差額	時価の算定方法
1年内返済予定の長期借入金	278,336	289,659	11,323	(注)
長期借入金	2,145,552	2,138,984	6,567	(注)

(注) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価の算定方法

時価は、元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。なお、当第3四半期累計期間において減損処理を行い、投資有価証券評価損546千円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度末に締結していた金利スワップ取引の契約額のうち、1,000,000千円は平成23年9月29日に契約が満了したため、新たに平成23年9月30日に1,000,000千円の金利スワップ取引契約を締結いたしました。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

- 1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報
当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。
- 2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)
当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。
- 3 報告セグメントの変更等に関する事項
該当事項はありません。
- 4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

- 1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報
当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。
- 2 報告セグメントごとの資産に関する情報
該当事項はありません。
- 3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)
当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。
- 4 報告セグメントの変更等に関する事項
該当事項はありません。
- 5 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失()	10円3銭	4円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	325,931	153,837
普通株主に帰属しない金額(千円)	該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	325,931	153,837
普通株式の期中平均株式数(株)	32,491,289	32,452,042

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第86期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年11月10日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月14日

浜井産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口 俊夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている浜井産業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第86期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、浜井産業株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。